

3 平成29年第3回越知町議会定例会 会議録

平成29年6月9日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開議日 平成29年6月13日（火） 開議第3日

2. 出席議員（9人）

1番 小田 範博 2番 武智 龍 3番 市原 静子 4番 高橋 丈一 5番 斎藤 政広
6番 岡林 学 7番 山橋 正男 8番 欠 員 9番 西川 晃 10番 寺村 晃幸

3. 欠席議員 なし

4. 事務局職員出席者

事務局長 岡林 直久 書記 箭野 理佳

5. 説明のため出席した者

町長 小田 保行 副町長 國貞 誠志 教育長 山中 弘孝 会計管理者 西川 光一
総務課長 織田 誠 教育次長 谷岡 可唯 住民課長 國貞 満 環境水道課長 岡田 敬親
税務課長 岡田 達也 産業課長 田村 幸三 企画課長 中内 利幸 危機管理課長 上田 和浩
建設課長 前田 桂蔵 保健福祉課長 結城 盛男

6. 議事日程

第 1 議案質疑（承認第1号～第5号、報告第1号～第4号、議案第33号～第42号）

第 2 討論・採決

承認第 1号 専決処分（第2号）の報告承認について

承認第 2号 専決処分（第3号）の報告承認について

承認第 3号 専決処分（第4号）の報告承認について

承認第 4号 専決処分（第5号）の報告承認について

承認第 5号 専決処分（第6号）の報告承認について

議案第33号 越知町かわの駅キャンプ場条例の制定について

議案第34号 越知町私債権管理条例の制定について

議案第35号 越知町困窮者支援住宅管理条例の制定について

議案第36号 平成29年度越知町一般会計補正予算について

議案第37号 平成29年度越知町下水道事業特別会計補正予算について

議案第38号 平成29年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第39号 平成29年度越知町後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第40号 平成29年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算について

議案第41号 工事請負契約の締結について

議案第42号 委託変更契約の締結について

第 3 発議第 1号 薬用作物の継続的な生産を可能にする仕組みの整備を求める意見書

第 4 発議第 2号 ビキニ核被災事件について、日本政府は保管していた資料に基づき、全国の元乗組員の実態調査を行い、必要な救済措置を講ずることを求める意見書

第 5 発議第 3号 議会の委任による長の専決処分事項の指定についての一部改正について

第 6 議員派遣

第 7 委員会の閉会中の継続調査

開 議 午前 9時00分

議 長（岡 林 学 君）おはようございます。平成29年6月定例会、開議3日目の応招御苦労さまです。

本日の出席議員数は9人です。定足数に達しておりますのでこれより会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

議 案 質 疑

議 長（岡 林 学 君）日程第1 議案質疑を行います。承認第1号から第5号、報告第1号から第4号、議案第33号から第42号までの19件を一括して質疑を行います。質疑はありますか。

4番、高橋丈一議員。

4 番（高 橋 丈 一 君）議案第33号 越知町かわの駅キャンプ場条例の制定についてですが、宿泊棟の宮の前8、640円と日ノ瀬12、960円の違いと定員ですが、それぞれの人数は何人用になっているのかということをお聞きします。

議 長（岡 林 学 君）中内企画課長。（「すみません、ちょっと小休」の声あり）小休します。

休 憩 午前 9時01分

再 開 午前 9時02分

議 長（岡 林 学 君）再開します。中内企画課長、答弁。

企画課長（中内 利幸 君）高橋議員にお答えします。まず、宮の前公園のセンターハウスの宿泊棟のほうですが、7棟で定員は2名を考えております。

そして、日ノ瀬清流公園の宿泊棟につきましては、10棟で定員2名で考えております。それと、そのなかでなぜ金額が違うかというところは日ノ瀬のほうはプレミアムサイトということで、前にウッドデッキがあったりサービスの内容が若干プレミアムな内容となっておりますので、その差を設けておるところでございます。それと、日ノ瀬のオートキャンプサイトにつきましては30サイトを予定しております。以上でございます。

議長（岡林学君）7番、山橋正男議員。

7番（山橋正男君）承認第5号、補正第5号の平成28年度越知町一般会計補正予算の事項別明細書の中の一補事7ページです。積立金ですね、1,756万7千円、ふるさと応援基金元金でございますけど、この金額を入れますと総額はいくらになったでしょうか、お答え願います。

議長（岡林学君）織田総務課長。（「すみません、ちょっと小休お願いします」の声あり）小休します。

休憩 午前 9時04分

再開 午前 9時07分

議長（岡林学君）再開します。ただ今調べておりますので他に質疑のある方はありませんか。5番、斎藤政広議員。

5番（斎藤政広君）補正予算、一補事11ページ、林業振興費のページでいうと下の端にあります。森林資源量解析委託業務、全額補助金で366万3千円となっておりますが、これは県下全域ですか、そしてどういう調査をするのか、そしてそれは何のために活用するのかお知らせ願いたいと思います。

議長（岡林学君）前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）斎藤議員にお答えします。まず、この事業はですね、林野庁の平成29年度のモデル事業ということで本町と仁淀川町と佐川町合同でですね、提案をしていたものが採択になりまして執行するものでございます。目的としましては当地域の新たな原木需要に対応して川上から川下間の地産地消による森林資源の循環利用を図るために、これまでの町単位での森林管理を地域での一元管理としまして、地域の林業振興に向けた森林情報の集約化、森林管理を行う官民一体の推進組織、高吾北地域原木安定供給協議会というものを、これは仮称ですが、設立しまして林業振興に取り組むというものでございます。本町としましては、これが3年間の計画でございますが、本町としましてはその交付金

を利用しまして森林資源の解析、その樹種が何があるか、またその材積等をですね、航空写真等を活用して算出をして森林の基礎数値を集約するというものでございます。これは本町としましては林業の施業地域の集約化に大きく貢献するものというふうに考えております。他町村ではハード整備等も行う予定になっております。また、その集約化についてですね、問い合わせ等があった場合に迅速に対応ができるというふうな資料を整理するものでございます。以上でございます。

議長（岡林学君）5番、斎藤政広議員。

5番（斎藤政広君）はい、ある程度のことわかりましたけど、その協議会を設立をしてそこがとりあえずは3年間やるんでしょうけれども、このことによって具体的にですね、需要がなかった場合にはどうなるのかということがありますよね。需要に合わせた木材の搬出、そういうものが循環がきちんとできるようにするという謳い文句は非常にいいですし、そういうもんじゃないと当然国の補助の対象にはならないでしょうけれども、これによって越知の山が具体的にどういうふうに動く想定をされてますか。

議長（岡林学君）前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）お答えします。木材の需要につきましては近隣にですね、民間の製材会社、またバイオマスの燃料等ですね、かなりの需要がございまして、今の供給だけではとても間に合わんということでですね、その需要に迅速に対応するために作るものでございます。うちとしましては、実際なかなか山が動くというふうな今現状にはございませんので、それを動き出すための基礎資料を整理するものというものでございます。ちなみに交付金はですね、事業費に対して100%の交付が受けられるというふうになっております。以上でございます。

議長（岡林学君）斎藤政広議員。

5番（斎藤政広君）物事が始まってですね、終結はずっと先のこと、終結はせん事業なんですよ、循環をするわけですから。こういう場合に協議会とですね町村との関わりってものが続かないと一人歩きをしたり、目的以外のところへ行ったり。鳴り物入りでできたソニアについてもですね、やはり組織にある面任し、それを管理するのが首長でできた協議会でほとんどその役ができなかったということで、せっかくこういういいものができて、補助ももらってやるのですから協議会とそれぞれの三町の役場、担当課といいますかね、住民に直接繋がる場所との接点といいですか、そのやり方っていうものは今のところどんなやり方になるんでしょうか。そして、それがですね、そういう先ほど言うた悪い例にならないようにその協議会をぜひ作っていただきたい。そのことについてお答え願います。

議長（岡林学君）前田建設課長。

建設課長（前田 桂蔵 君）お答えします。まず、この協議会の構成がですね三町とですね、森林組合、それから県の中央林業事務所等が参画しまして構成するものでございます。またこの会にはですね、それぞれ地域によって温度差もございますので、そこのへんはうちのほうもですね、勉強しながら主張すべきは主張してですね、周辺の経験の深い町村を参考にしながら進めていきたいと思っております。

議長（岡 林 学 君）斎藤政広議員。

5 番（斎 藤 政 広 君）質問は以上で終わりますけどね、期待をしています。山が動くきっかけをですね一つでも二つでも作りたいというのが僕のずっとの夢ですので、このことによってですね、少しでも山が動くようになるようにぜひこういういい制度を使って活用していただきたいし、それが少しでも花が咲くように努力をしていただきたいということでございます。以上です。

（「議長、さっきの調査、ちょっと小休お願いします」の声あり）

議長（岡 林 学 君）小休します。

休 憩 午前 9時15分

再 開 午前 9時15分

議長（岡 林 学 君）再開します。織田総務課長。

総務課長（織 田 誠 君）山橋議員にお答えします。準備不足で申し訳ございませんでした。ふるさと応援基金の28年度末現在高でございますが、5,080万1千円でございます。以上でございます。

議長（岡 林 学 君）山橋正男議員。

7 番（山 橋 正 男 君）これは町長にお聞きしなければいけませんけど、今回ですかね、総務省がふるさと納税で寄附をした人に自治体を送る返礼品の調達額に上限の目安を示したという話、新聞紙上で知ったわけでございますけど。それが3割以下ですかね、本町は5割の返礼品を送っているわけです。今後本町としてはその返礼品ですか、それは何割、今まで通り5割にしますか。それ以下にするんですか。

議長（岡 林 学 君）小田町長。

町 長（小 田 保 行 君）山橋議員にお答えいたします。総務省の指導通りですね、3割に揃えたいと思っております。現時点でですね、総務省のほう

から少しこれはというのが1件ありまして、それは四万十町、本町と四万十町他で合同でやってるものが総額にすると、それぞれが出し合いますので、総額では金額が大きいんですが、物は本当の地元の物で高額なものじゃないんですけども、金額がということでちょっと引っかかるというか指導の対象に上がっておりますけども、それにつきましては今どのように対応するか四万十町ともですね、協議をしなければならないと考えておりますけど、本町としましては全体的に3割に揃えるということで準備をしております。

議長（岡林学君）山橋正男議員。

7番（山橋正男君）今町長、この話がでたんですけど、ちょっと一補事の9ページです。事項別明細の。9ページの負担金です。町長が言ってるのこれだと思いますけど、ふるさと納税自治体組合負担金3万円ですか、これはこのふるさと納税自治体連合負担金というのは初めての金額ですけど、今町長が答弁されたこの関係の金額です。この3万円というのは、それとは違うんですか。

議長（岡林学君）小田町長。

町長（小田保行君）これはですね、県内の話ではなくてですね、全国的にですね、ふるさと納税を推進する協議会というものが今立ち上がっております。それにいちおう越知町も加盟をするということでその負担金です。まだ今のところ私が50自治体ぐらいと聞いております。

議長（岡林学君）山橋正男議員。

7番（山橋正男君）再質問ですけど、これですね、これはそういう返礼品ですか、その関係等の話ではないんです。どういう意味です、趣旨ですね、この趣旨をちょっと聞きたいんですけど。

議長（岡林学君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）山橋議員にお答えします。このふるさと納税自治体連合というものはですね、健全なふるさと納税を行う自治体という趣旨でございます。ふるさと納税、ここ数年寄附高も増え、それから返礼品に対してですね、自治体間の競争が激しくなってですね、家電品とか金券とか高額な商品とかそういう物で寄附を集める自治体も増えており、そういったところで総務省が指導とか助言を行うようなことに今なっております。当町も含めて地場の特産品で地場の産業振興のほうにそれを結びつけている自治体も当然でございます。そういった健全な取り組みをしている市町村の集まりで、ふるさと納税をきちんと使って地元の産業振興に繋げていきたいという考えのところが集まってできた協議会でございます。以上でございます。

議長（岡林学君）山橋正男議員。

7 番(山橋正男君)ということは、これは大きい自治体ですから全国ネットになるわけですか、高知県だけではないんですか。

議長(岡林学君) 織田総務課長。

総務課長(織田誠君) お答えします。元の発信は福井県知事の、福井県のほうから始まっております。全国規模の協議会でございます。以上でございます。

議長(岡林学君) 山橋正男議員。

7 番(山橋正男君)ということは今町長がお話されたこの関係は高知県では四万十町と越知町だけなんですか。この連合に入ってる市町村ですよ。

議長(岡林学君) 織田総務課長。

総務課長(織田誠君) 県内でこの自治体連合に入ってるのは当町と四万十町でございます。以上でございます。

(「まあ、はっきりわからんけど、納得というので越知が新しい連合体に入ったということやね、ふるさとの関係で」の声あり)

議長(岡林学君) 他にありませんか。1番小田範博議員。

1 番(小田範博君) 29年度一般会計補正予算の事項別明細書の内容でございます。一補事11ページ、5款1項3目19節ですが、この中に野生鳥獣に強い県づくり事業負担金29万4千円というものが要求されておりますが、初めて見る事業かなと思っておりますが、具体的な事業内容とどこへ負担金を出すのかお答えを願います。

議長(岡林学君) 田村産業課長。

産業課長(田村幸三君) 小田議員にお答え申し上げます。この事業は県の野生鳥獣に強い県づくり事業という事業でございます。内容といたしましては、佐川の射撃場を整備するものでございます。平成27年に老朽化、設備の故障により休止状態となっております。休止になるまで安全狩猟射撃大会など行っており、年間50名以上参加しておりましたが、休止状態になり、この安全射撃大会をどうしても近隣のところが関係で芸西村まで行って行わなければならない状態となっております。そのとき参加者が8名ということでかなり減少しております。安全大会の実施によって、近年事故等がなかった状態だったんですが、このように休止状態になったため、遠くまで行かなければならない状態となり高齢化の猟師さんたちも、もうそろそろ引退をしたいというふうな意見が出ております。これについて佐川中央猟友会、高吾地区猟友会、これは越知と仁淀川町になりますけれど、二つのほうがですね、これに対して危機を持ち佐川の射撃場をぜひ復旧したいというふうな要望が出ております。事業実施主体については佐川中央猟友会、高吾地区猟友会、これについて越知町、佐川町、仁淀川町の3町のほうが共同で負担金を出し実

施する事業でございます。県の補助が2分の1、町負担が4分の1、この4分の1について3町が負担をするというかたちでございます。以上でございます。

議長（岡 林 学 君）1番小田範博議員。

1 番（小 田 範 博 君）この今お答えをいただいた射撃場のほうが整備をされた。結果としていわゆるその狩猟免許、これの増大に繋がるといったようなところもあるんでしょうか。

議長（岡 林 学 君）田村産業課長。

産業課長（田村 幸三 君）お答え申し上げます。なかなか新しいハンターを増やすというのは、実際働きはしておりますが確実に増えるというわけではございません。今の現在の狩猟ハンターの方をいかに安定して残して行くか。高齢者の方などをいかに辞めずにハンターをずっとやっていっていただくかというのが基本となるものでございます。ただ、この佐川の射撃場が整備されることによって、アピールといいますかいろいろ安全講習会とかですね、またベテランのハンターによる新人へのアドバイスとかそのようなことを計画していると聞いております。以上でございます。

議長（岡 林 学 君）はい、3番、市原静子議員。

3 番（市 原 静 子 君）29年度の越知町一般会計歳出につきまして、一補事14ページになりますが、上から3つ目の橋りょう点検、これは1、820万円という大きいお金になりますが、これは何箇所かによって金額が高くなるんでしょうか。で、その次の橋りょう補修設計はこれは660万円になりますけれども、これはどこの場所になるのでしょうか、お聞きします。

議長（岡 林 学 君）前田建設課長。

建設課長（前田 桂蔵 君）市原議員にお答えします。まず、橋りょう点検でございますが、今年度は51橋の点検をする予定になっております。本町の全橋りょう数が143橋ございまして、これをですね、平成26年度から30年度の5年間で全て点検をしなければならないというふうになっております。その点検の結果が4段階に分かれてございまして、3になりますと補修をする必要があるというふうになってございまして、その今度の次の橋りょう補修設計でございますが、過去の点検結果によりまして3橋をですね補修設計委託をするものでございます。補修の橋は大平の甘草谷橋、それから梶ノ瀬2号橋、もう一つが谷屋敷2号橋の3橋を補修の設計を委託するものでございます。以上でございます。

議長（岡 林 学 君）他にありませんか。1番小田範博議員。

1 番(小田 範博 君) 同じく事項別明細書になりますが、12ページをお願いします。6款1項2目15節、これのおち駅の第2駐車場整備附帯工事でございますが、見た目にはすでに完成をしているように思うのですが、今回補正を取って附帯工事をするという工事の内容をお聞きをいたします。

議長(岡 林 学 君) 中内企画課長。

企画課長(中内 利幸 君) 小田議員にお答えします。この工事は、おち駅第2駐車場の出入り口に支障をきたすため、入口の国道の歩道部分の縁石を切り下げる工事でございます。現在は縁石が4.6メートル、その間にポールが2本立っております。全部切り下げてポールを立てる方向で佐川国道高知工事事務所と現在協議中でございます。

議長(岡 林 学 君) 他にありませんか。5番、斎藤政広議員。

5 番(斎藤 政広 君) 事項別明細書の14ページ、一補事14ですが、長年いろいろ言われてました大樽線が測量設計大きな金額が入っております。これは全線をどのように、どの程度改良するのか、そして以前も用地の関係かなりいろいろあったわけですが、用地が解決してこういうことになるのかお知らせ願います。

議長(岡 林 学 君) 前田建設課長。

建設課長(前田 桂蔵 君) 斎藤議員にお答えします。大樽線につきましては、長年の懸案でございましたが、別の工事の用地の関係で地権者にお会いすることがございまして、ぜひ大樽線を改良したらどうかというお話もいただきまして、他の地権者にもあたってのところですね、協力は考えるというふうな答えをいただきまして全線を改良の予定でございます。延長的には全延長が約500メートルございまして、幅員は4メートルの計画でございます。その中でまたバス等の待避所等も検討しながら進めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長(岡 林 学 君) はい、3番、市原静子議員。

3 番(市原 静子 君) 一般会計の歳出で一補事16ページになります。一番上なんですけれども17、公有財産購入費1,819万円になっておりますが、町道用地費等になっております。これはどこの場所になるのでしょうか、お聞きいたします。

議長(岡 林 学 君) 前田建設課長。

建設課長(前田 桂蔵 君) 市原議員にお答えします。今回の公有財産購入費につきましては町道向屋敷池ノ上線、これは仮称でございますが、8区ですね、国道から琴平の方へ上がって行く道がございますが、そこから分岐して町営住宅の方へ入って行ってですね、南の山の方へ入って行って、

それから琴平の鳥居の方へ抜ける計画の道でございます。その宅地、それと畑がございますので、その用地費です、一つは。それともう一つが先ほども質問がありました大樽線の山林の購入予算でございます。以上でございます。

議長（岡林学君）他にありませんか。2番、武智龍議員。

2番（武智龍君）補正予算で、博補事5。今回20周年記念っていうたかね、記念行事をやるということで精一杯人を呼んでもらいたいと思いますが、その中でですね、広告料、テレビCM、これについてお伺いしたいと思います、まず公告というのはどのようなものをどこへいくつ作るのかということ。それからテレビCMというのは、これは観客を動員数を増やすというのが目的でやると思いますが、これによって入館者をどれくらい増やしたいか、この二つの事業効果をお伺いいたします。

議長（岡林学君）谷岡教育次長。

教育次長（谷岡可唯君）武智議員にお答え申し上げます。広告料につきましてはアドバルーンを一つ上げるものであります。広告料であげておりますが、アドバルーンについては今後残るものであります。それと、テレビCMの製作についてですが、これにつきましてはRKCプロダクションがこれまで撮りだめてる部分もあるんですが、横倉の方、上空から見た、映したことがないということで、ドローンの撮影についても一緒にやっていただいて、それと、川の高橋さんが持っている動画なども利用してテレビのCMを製作したいということ。また、その期間中に動画で博物館内で流すものについてもその中で検討していきたいというものであります。以上でございます。

議長（岡林学君）2番、武智龍議員。

2番（武智龍君）効果を聞いたんですけど。どういう、どれくらい予想しちゃうかと。公告についてですね、公告効果はあんまり期待できんと思うんですけど、アドバルーンでは。あそこを通る人しか見えんし、夜は見えんし。アドバルーンってけっこう高い、レンタルよりはけっこう高いと思いますが、やったことあるんですけど。例えばですよ、まだ決めた、内容は決めた、発注したわけじゃないと思うので、ちょっと提案をしますが、比較してもらったらえいと思いますけど。ゆの森の看板、仁淀川町のゆの森の温泉の看板が枝川の国道沿いにありますね。まだあると思うけど。やっぱり、よそから人を呼ぶやったら、出発地へ立てると。あるいは国道の通行料の多いところの一番いいところへ立てるとかというようなのが公告料の効果で、私はもともと公告のプロだったんですけど。でないと、来た人を誘導するやったら、横倉の国道の入口のほうがえい。ここに電光掲示板のお店の中にあるようなもので、レンタルであるので、そういうようなものやったら、両脇から来ても入れると、目立つと。動くもんがあったらね。あれ何ていうかね、そういうなものがあったらえいと思うんですけど。これはちょっと一考したらえいと思

いますね。それから、テレビCMはこれは今までのついでをもっといかすということなんでいいと思いますが、あと役場のホームページ、それからSNSと。これについても企画課がなかなか今度力入れてまだやると言ってくれてますので、一緒に協力してやってもらったら、これはあんまり費用がいらんつ、予算を計上せんでもできるようなこともあると思いますので。それによって、効果がなかったら、今回は出はみえますけど。動員数を今までより千人増やしたいと、仮にこういうのであればですよ、千人かける何百円かのあの入園料ちゅうか、入館料が収入に入ってるかと思うたら収入は変わってないので、見込みやけ書けんというたらそれまでですが、いちおうここでどれぐらいの、記念行事としてどれぐらいの動員を見込んでいるのかと。こういう計画は大事だと思いますがいかがですか。

議長（岡 林 学 君） 谷岡教育次長。

教育次長（谷岡 可唯 君） 武智議員にお答え申し上げます。具体的な数字っていうのは今のところあげてないんですが、まち・ひと・しごとの関係で8千人という目標を立てております。昨年6,500ということでしたので、その数字8千についてはなんとかクリアしたいというふうを考えておるんですが、具体的に何人増えるかというところの試算はまだございません。以上でございます。

議長（岡 林 学 君） 2番、武智龍議員。

2番（武 智 龍 君） なんか、昨日から、一般質問からこの種の質問が多いので気の毒なけど、やっぱりお金を投入する以上その成果をちゃんと明確にしちよかんと、やっぱりやることに熱が入らんとと思います。記念行事計画書というようなものがあって、その中には動員数があると。その動員数の根拠はこういうことやと。例えば僕が言うたようなもしやるとしたらで、アドバルーンを上げることによって何割上げたいとか、テレビCMでどれぐらいの人数やるとか、私が言うた道路の看板やったらこれぐらいの効果とか、プロに聞いたらえい、そういう公告の。どればあ効果があるか。そういうことも含めて作ってないと、予算が通ったけえいっていうようなもんじゃないと思います。別に反対するわけじゃないですけど。じゃあ、次に聞いてえいですか。

議長（岡 林 学 君） はい、2番。

2番（武 智 龍 君） 一補事12ページですね。観光費の中です、住宅借上料というのが34万8千円あります。これの目的とどういう人に利用させるのか。それから、その同じページで18節の調理用作業台と、これ5つって書いちゃうけ5台かなんと思うて、ひょっとしたら移動式に想像したんですが、これはどこへどういう目的で設置するのかということをお伺いします。

議長（岡 林 学 君） 中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）はい、武智議員にお答えします。まず、住宅借上料の3万4千8百円ですけれども、これにつきましては宮の前公園キャンプ場の整備工事にとまなまして、宮の前で観光協会がカヌー受付のために借りていた事務所を取り壊すようになりますので、宮の前公園センターハウスができるまで仮設の事務所として。カヌー受付兼更衣室用プレハブ及びカヌー艇庫用の倉庫を借上げるものでございます。それと、もう一つですけれども、18の備品の調理台、調理用作業台5台ですけれども、これは黒瀬キャンプ場のログハウスになります。既設の流し台の横に新たに調理用作業台を設置するものでございます。現在は閉校した学校で使っていた木机を設置しており、流し台との高さも違い、衛生的にも良くない状況でございます。8月のキャンプシーズンに間に合わせるため、6月に予算計上させていただいております。以上でございます。

議長（岡 林 学 君）はい、2番、武智龍議員。

2 番（武 智 龍 君）一補事11ページの農林水産費の中の農地費の中の工事請負費、鎌井田作業道拡幅工事というのがありますが、金額は80万ですけれど。普通は今まででしたら作業道というのは原材料支給とかですぬいうようなことが多かったんですが、ここは作業道を請負工事費でやるということはそれなりの理由があると思うんですけど、これの延長、それからその請負でやる理由、施工後の管理というようなものは普通請負工事ですたら町が管理するのか地元がするのかと、その3点をお伺いします。

議長（岡 林 学 君）前田建設課長。

建設課長（前田 桂蔵 君）武智議員にお答えします。鎌井田耕作道拡幅工事ということで計上させていただいております。この道の延長がですね12メートル、施工後の幅員計画が2.5メートルというふうになっております。この施工の理由は工事請負の理由はですね、現場の路側側がかなり高いということもございます。それで延長的にもございますので原材料を支給して地元がというふうな施工は難しいというふうに判断をしております。施工の理由がですね、今幅員が狭くて、その進入口が狭くて危険と、それとこの道は下っておりますがその下ったところのカーブの幅員が狭くてですね、脱輪をするというふうなことでその拡幅と。そのこのというか全体の拡幅になるんですが計上をさせていただいております。管理としましては、基本その受益者の管理をしていただきたいというところでございます。また、場合によってですね、また路側がつえるとかそういうことになればですね、役場のほうの支援というふうなことも考えております。以上でございます。

議長（岡 林 学 君）武智龍議員。

2 番（武 智 龍 君）その場合のほか、今までの箇所、工事とのバランスはいいですかね。そこだけ町がちょっと力を入れて管理するみたいな、他は地元がやりやみたいところが今まで多かったと思うけど、作業道の場合、そのへんのバランスは問題ないですか。

議長（岡林学君）前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）お答えします。こういう工事については他にも、過去にも工事請負でやっております。また、原材料の支給についてはですね、その耕作道の舗装をすとかそういう場合にですね、作業上地元でもできるであろうという部分を原材料を支給してですね、早急に整備をするというふうなこともやっておりますが、今回の場合ちょっと技術的にもですね、困難ということで工事請負でやっております。以上でございます。

議長（岡林学君）武智龍議員。

2番（武智龍君）もう一回聞きます、2番。工事請負費でやらないかんようなその、何ていうか技術的なものがあるという場合でも作業道なんかの場合は受益者に補助金をやって、受益者が業者に発注するという流れがあったんじゃないかと思いますが、直接町がやるというのはそこは違いはないですかね。

議長（岡林学君）前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）技術的に困難ということでうちのほう工事請負で出しておりますが、過去の場合他のところでもですね、その耕作道、作業道の新設とかですね、路側の改修、それとまたつえた場合にはですね、赤線であれば単独の災害でですね、起債を受けてできるというふうなこともありまして、一概に原材料の支給に限った執行では過去もなかったと思います。以上でございます。

議長（岡林学君）武智龍議員。

2番（武智龍君）一補事8ページをお伺いします。企画振興費になりますが、委託料の空き家改修工事費設計監理が142万6千円。けっこう設計監理にしたら大きい金額だと思いますが、この場所とその下の工事費の中の西町商店街、これは同じものなのかということと、西町商店街の工事は内容がどういうものなのかということ、その下の備品購入費のラベルプリンターというのがありますが、けっこうプリンターにしては高いですが、これはどこでどういうことに使うのかということをお聞きします。

議長（岡林学君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）まず、13節の空き家耐震改修工事設計監理についてお答えします。すいません、武智議員にお答えします、申し訳ありません。まず、そこですけれども候補地は浅尾のほうで今あたっております、内容としましては空き家を改修して、シェアハウスやお試し住宅として、10区のような、そのような越知町としては中間管理住宅みたいなもので、目的としましては多目的に活用できる住宅改修工事の設計監理

委託料を計上させていただいております。現在越知の市街地にありますので、これをちょっと市街地やないそういう中山間部にかまえたいということで現在動いておるところでございます。それと15の工事請負費ですけども、ここの西町商店街活性化拠点施設整備改修工事につきましては、28年度に繰越しとなっております旧自転車屋の店舗部分の改修工事にあわせて、屋根のふき替え工事をする工事と、その裏側にあります住居部分の耐震改修、水周り、屋根のふき替え工事を今回計上させていただいております。なお、ちょっと全員協議会のときも一部御説明したあの部分になります。それと、18の備品購入費、ラベルプリンター38万9千円ですけども、これは野菜等の集出荷用の値段ラベルプリンターを2台購入するものでございます。現在、集荷ということで桐見川の中大平地区のほうで、集会所のほうで6人、最大、マックスが出荷されておりまして、そこでプリンターのバーコードをそこではっておち駅へ持って来ると。現在はそこのおち駅のほうでラベルをはっておりますのでごく1台しかなく混み合ってる状況ですので、まず中大平のほうでやると。それと同じものを横島の清水集会所のほうで集荷始まりますのでそちらのほうでもラベルプリンターをそこではってからおち駅へ持って行くようなというなかたちで今回予算計上させていただいております。以上でございます。

議長（岡林学君）武智龍議員。

2番（武智龍君）ちょっと聞こえなかったけど、浅尾って言うたかね、空き家。

議長（岡林学君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）はい、浅尾地区で考えております。

議長（岡林学君）武智龍議員。

2番（武智龍君）その家には道路がこうそのまま、道路工事はせんでも入れる家かね。何軒かあって道路のない家もある。

議長（岡林学君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）何軒かあっているんですけども、一つの物件は道路に面してないところもございます。一つの物件は道路に面しているところ。ともにあたっているところがございます。

議長（岡林学君）武智龍議員。

2番（武智龍君）関連しているかもしれません。同じページの、いや次のページか9ページ。一補事9ページの補助金のところ19節のところですね。空き家荷物整理30万、空き家改修補助金364万8千円。これはまた別物ですか、別物やったら何軒分かとかいうことをお願いしま

す。で、関連して先ほどの設計監理はするけど、それによって今度は改修の見積費というものがでてくると思いますが、改修費用はまた別に計上してくるのですか。

議長（岡林学君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）武智議員にお答えします。まず、19節の空き家荷物整理、処分等補助金、これにつきましては新しい補助金となります。家屋調査をするなかで空き家調査の回答、アンケート回答いただいているなかで、荷物整理ができていないので貸すことができないというような回答がございまして、4件ほどが以上つかんでおります。そういう中から、空き家の荷物整理ができないので借りられないわけですので、新たに空き家の荷物整理運搬及び処分に要する補助をすることでその部分が借りれるようになるんじゃないかということで、新たな補助金を新設したいと考えております。3件分ということで計上させていただいております。それと、もう一つ13節の空き家耐震工事の改修工事の設計監理のほうですけども、今回設計監理で設計書を作りまして、見積書が出てきたら、そのはっきりした金額がわかった段階でまた補正に工事費を計上させていただきたいと考えておるところでございます。以上でございます。（「ちょっと聞きもらした、すいません。30万の説明は3件で、下の補助金の364万は何件分」の声あり）

議長（岡林学君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）申し訳ありません。武智議員にお答えします。4件は調査整理ができてないで貸すことができないという調査した件数で4件以上あったということで、4件ということでございます。補助につきましてはその内3件ということで、3件を上げらせていただいております。以上です。

議長（岡林学君）武智龍議員。

2番（武智龍君）何回も言うのいかんと思うてまとめて言うたけんど。364万8千円の内訳はどういうことなんです。

議長（岡林学君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）武智議員にお答えします。364万8千円の内訳ですけども、これにつきましては29年度の当初予算で空き家改修等補助金を3件計上させていただいておりまして、現時点で、申請前の事前相談でもう2件が来ているところでございます。そういうことから、あと1件しか予算が残っていないので、今回予算が足らなくなる2件分を計上させていただいております。

議長（岡林学君）他にございませんか。はい、5番、斎藤政広議員。

5 番（斎藤政広君）補正予算の関係で地方債の残高のことですが、一補事20ページ。フォレストタウンをはじめですね、今度のキャンプ場等もあり、残高がですね、今66億4千万と今回の補正でなるわけです。当然この中にある（2）の過疎債とかですね、（7）の臨時財政対策債とはこの66億を年度別に分けて払う原資として地方交付税の中に含まれて入はあるとは思いますが。それも見込んで返済計画を立ててですね、過大にならないように調整をしながら起債はされていると思いますが、今後また、女川の関係とかですね、新たな借金をして事業をしなくてはならないものがまだ予定をされております。これのシミュレーションも年に一回説明はさせていただいておりますけども、これの過大にならない、もしくは将来に大きな負担が残らない、そういうチェック体制ですね、どうかたちで、これは内部じゃないと外部からはなかなかこのチェックはできないと思いますので、内部でどういうチェック体制をとって、なんぼやりとどうも借れんなったらできません。ですから、めいいっぱいずっといくと大事な事業をしたいときにせつかく国の補助がついて、県の補助もついちゅうのに受け入れられないというふうなことも起こりえます。そういうふうにならぬともそういうことに縛られない財政運営をしていかないと、借れるうちは借っちゃいたら何とかなるろうではやってないはずなんですけれども、そういうことも考えられますので、これのチェック体制をどういうふうに行っているのかお答え願います。

議長（岡林学君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）斎藤議員にお答えします。起債のこの補正予算後の現在高は66億4千にながし、過去最高でございます。起債の現在高、それから償還を含めた将来の見通しというか、そのへんは内部で共有はしております、どのへん、この分からどれくらい借る限度額というのをいちおう今後何年間ぐらいは起債の限度額はこれぐらいでいかないと、ちょっとやばいことにもなると。財政指標のほうは交付税が分母になりますので、平成30年度以降の交付税がまだ不透明なところもございますので、その指標がどうなるかっていうのはまだわかりませんが、今の現時点でこの残高は越知町としましては過去最高でございますし、今後財政的には厳しい山のはもう間違いありません。その点はそういうシミュレーション、そういったものも作って、そういった話もしております。以上でございます。

議長（岡林学君）斎藤政広議員。

5 番（斎藤政広君）内部のチェック体制を聞きましたので、総務課長、財政担当段階とですね、執行者側とはおのずと意見は違うと思います。意見が違って当たり前と思うんですね。やりたい、片方は締めたい。極端に言うとその場面が起こってくるわけです。その時に、今、総務課長の答弁でもありましたように、もうこれから3年間はもう限度額、1億なら1億でもうそれ以上は借る事業はやめてくれと言わないかな

るわけですね。そういうのをきちんとできてないとですね、どちらかが強くてどちらかが弱いとバランスが崩れるわけですので、そういうのを日頃どういう考えでやられているのか。総務課長で答えづらかったら副町長なり、町長なりでお願いをしたいと思います。

議長（岡林学君）國貞副町長。

副町長（國貞誠志君）斎藤議員にお答えいたします。今のチェック体制でありますけれども、当然長のほうはですね、やりたいと、斎藤議員のおっしゃるとおりでありまして、そのバランスのところはですね、私の役目だと私は思っております。ですので、シミュレーションも個々にですね、財政にも指示をして作らせておったりもしておりますし、そこの将来の判断というところについては財政サイドと長との間に立っておるというところが私の今のところの立場でございます。そういった観点で私のほうは仕事しております。それと、先ほど総務課長から残高については過去最高という話がありましたけれども、額としてはですね、過去最高ではありますけれども、その中身ですね、地方債の中身、金利、あるいは交付税算入率、そういったものについてはですね、優良起債を優先してやってきたということで、過去とは中身が違っておりますので、そのへんも判断材料として加味していただきたいと思います。よろしく申し上げます、以上でございます。

議長（岡林学君）小田町長。

町長（小田保行君）私からも斎藤議員にお答えしたいと思います。執行者としましてですね、やはり優良な補助事業を打ってくるというのは常に頭に置いてますけれども、どうしても自主財源というのは必要になってきますので、そこらへんは私としてもですね、常日頃から副町長、それから財政担当含めてですね、協議をしたうえで事業化するかどうかということは、まずそこから入っております。その中で判断をしてですね、やっているとあります。おっしゃるように、私の立場としたら住民が望むことであればできる限りやりたいというところはあります。しかしながら、町全体のことになりますと、どこに予算を重点的に持っていくのかとか、どうしてもやらなければならないことも当然出てきますので、そこらへんは十分気をつけて今後もやってまいりたいと思っております。以上です。

議長（岡林学君）2番、武智龍議員。

2番（武智龍君）一補事12ページの観光費です。観光費の工事請負費。この中でキャンプ場整備工事というのがありますが、これについて一般質問でもちょっと答弁には出てきましたが、確認もありますので、どこのどういう工事。それから、工期、それから業者から工程表は、決まった場合ですよ、工程表はとるのかということです。

議長（岡林学君）中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）武智議員にお答えします。キャンプ場の整備工事のどういう内容のものかというところでございますけども、まず、宮の前公園につきましてはセンターハウスを525平方メートルを計画しております。それと宿泊棟、先ほど申しました7棟と、工事の内容としては造成工事になっております。それで、センターハウスにつきましては1階がトイレ、シャワー、更衣室、炊事場、2階が観光案内受付、ストア、艇庫、トイレ等を考えております。宿泊等についてはモバイルハウス7棟となっております。日ノ瀬清流公園のほうですけども、サイト工事としましてフリーサイト30サイトを予定しております。芝生の工事となります。そして管理棟1棟と炊事棟1棟、そしてサニタリー棟を予定しております。それと、宿泊棟ということでこちらがプレミアムサイトになりまして、モバイルハウス10棟を計画しているところでございます。そして、工程表の部分ですけども、できているかというところでございますけども、昨日御説明したようにこちらのほうで、昨日言っていました橋防災トンネルのそこらへんのところがありますので、「（業者から工程表とるかっていう）」の声あり）すいません、工事が出たら業者からは工程表はいただくようになります。工程表は提出することが義務付け、なってますので、工程表はいただくようになります。以上でございます。

議長（岡 林 学 君）武智龍議員。

2 番（武 智 龍 君）ちょっとあの、昨日の一般質問の答弁の説明で、宮の前の基礎部分の地盤改良の話があったと思うんですけど、それは今回の工事費には入ってない。入ってる。今言わざったと思うけど。

議長（岡 林 学 君）中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）お答えします。地盤改良の部分は今回説明したその宮の前公園の造成工事費ということで説明させていただきましたが、そこが駐車場他、垂直補強擁壁、傾斜アダムとあとマットレスと地盤改良するという二つの工法なんですけど、そこでいくところに入ってきております。以上でございます。「（この中へ含まれちゃうということやね）」の声あり）はい。

議長（岡 林 学 君）武智龍議員。

2 番（武 智 龍 君）もう一回。この内容はわかったんですが、工期的に繰越になるというようなことは起こりませんか。3月までにやるいうて、工期はいつまでを目論んでるんですか。「（ちょっと小休お願いします）」の声あり

議長（岡 林 学 君）小休します。

休 憩 午前10時07分

再 開 午前10時08分

議 長（岡 林 学 君）再開します。中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）はい、武智議員に御答弁申し上げます。宮の前キャンプ場のほうの工期ですけれども、まず、8月までにはなんとか発注を、土木工事のほうの、造成工事の発注しまして、それが当初4カ月が8カ月かかりますので、3月いっぱいまでかかりそうやということになります。それで、センターハウスは年度内には発注をしますけれども、6カ月ぐらいかかるであろうと思われまして、最終は9月末ないし10月ぐらいまでかかる可能性もございます。（「30年のということ」の声あり）そうです。平成30年の、来年のということになります。そこまでかかってくる可能性もあります。まだ見込み段階ですので、土の搬入が早かったりとか、そうなしたら前倒しになってきますので、そこらへんの要素がございますけれども、不確定要素がございますけれども、現在の全体計画の工程表ではそういうなかたちのいちおう想定をしながら今事業を動かしております。以上でございます。

議 長（岡 林 学 君）他にありませんか。武智龍議員。

2 番（武 智 龍 君）今度はですね、議案第35号。住宅困窮者支援住宅管理条例というのがありますが、これは住宅の管理は指定管理に行わせることができるという、その管理者に、3条で書いてありますが、この住宅の指定管理の場合過去には小舟とか8区の町営住宅をなんか一括して管理をした、発注した経緯があると思いますが、この住宅についてはどういうふうを考えておられますか。

議 長（岡 林 学 君）織田総務課長。

総務課長（織 田 誠 君）武智議員にお答えします。指定管理の条項につきましてはできる規定でございますが、基本的には町が管理をしていくようには考えております。小舟なんかに修繕委託をしているものとは違い、もし指定管理者等になるならば、まだはっきりそこらへんまでは詰めてどうこうは考えていないのが現状でございますが、地元の地区とかそういったところで管理とかいうことも将来的にはあるのかなと思って指定管理の条項を明記させていただいてるところでございます。以上でございます。

議 長（岡 林 学 君）武智龍議員。

2 番（武 智 龍 君）いちおう聞いておきます。その次にですね、5条で指定管理になった場合。決めてないというので答えにくいかもしれませんが、

なった場合は6条から9条までの権限を全部任すというふうにあります。その中で家賃は1万円と金額は決まっておりますが、これの収受について利用者は、利用期間は最長1年間よね、それのその利用者の家賃は例えば引き落とし、振込み、直接町の会計へ入れるのか、その指定管理者が収受するのか、そういうことをちょっとお伺いしておきたいと思っております。なった場合。

議長（岡林学君） 織田総務課長。

総務課長（織田誠君） はい、武智議員にお答えします。正直、その具体的な指定管理者とのところまではこの現条例の提案段階では考慮はいたしておりません。基本的に町が管理をしていこうという考えでございます。具体的なそういったところについてはまた、そういったことをするという事になったときにまた考えたいと思っております。以上でございます。

議長（岡林学君） 武智龍議員。

2番（武智龍君） 続いて議案についてお伺いしたいと思います。議案第33号についてお伺いをいたします。これはちょっとあの6点ほどお伺いしたいと思います。これ単純なことで、指定管理に関する制度のことでちょっと確認をさせてもらいたいですけど、10条、10条の部分ですね。10条と11条に非常に紛らわしい使用料と利用料というのがありますが、まずこの定義の説明からいただきたいと思っております。違いを。

議長（岡林学君） はい、中内企画課長。

企画課長（中内利幸君） 武智議員にお答えします。まず10条の使用料は町が直接する場合に使用料となります。11条の利用料につきましては指定管理者が行う場合利用料ということになります。

議長（岡林学君） 武智龍議員。

2番（武智龍君） そう書いてあるのでそこまでわかりますけど、中身は一緒ですということですよ。はい、わかりました。じゃあ第10条のそのことで今度はずね、使用料は原則前納というふうになってますが、町長が特に認めるときは後払いでもかまんと、こういうふうの規定ありますけど、その特に認めるといときはなんか想定をしていることがありますか。どういう場合か。なぜかという、もらい損ねたりしたらいかんけ聞きゆが。

議長（岡林学君） 中内企画課長。

企画課長（中内利幸君） 武智議員にお答えします。町長が特に認める場合ということをして設けておりますけども、現在想定しているものはございません。

以上でございます。

議長（岡 林 学 君）武智龍議員。

2 番（武 智 龍 君）じゃあ3つ目です。今度は12条ですけど。12条で使用料は規則で減額とか免除できるというふうに決めるとありますが、規則は作っておりますか。（「小休お願いします」の声あり）

議長（岡 林 学 君）お諮りします。ただ今から10分ほど休憩したいと思いますのですが、御異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
それでは、10時30分まで休憩をいたします。

休 憩 午前10時16分

再 開 午前10時29分

議長（岡 林 学 君）再開します。中内企画課長、答弁。

企画課長（中内 利幸 君）武智議員に御答弁申し上げます。議案第33号の越知町かわの駅キャンプ場条例施行規則のほうですけども、現在作成しているところでございます。

議長（岡 林 学 君）他にありませんか。武智龍議員。

2 番（武 智 龍 君）12条の関係ですけど、その減免規定というのができた場合ですよ、11条の指定管理者が全部現場はやるわけですが、その指定管理者がこれは判断をするんですか減免について。それとも減免は町長がまず判断をして打ち合わせをしてということには一応はなってますが。なぜ聞くかというと、指定管理者にやられた場合は、やった場合は減額するとか免除する件数が増えると収入が減る。いわゆる黒字経営にならん可能性もあるというので、原則、ほんとは全部からもらうと減額、免除はないというのが前提じゃないかと思うんですけど。こういう場合は減免を想定してると、規則は作ってなくても入れろうと思ってるというものがあれば今説明していただきたいと思います。

議長（岡 林 学 君）中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）武智議員に御答弁申し上げます。ここの減免につきましては、例えば公共的なイベントとかそういうところになってきますと本来の利用ではありませんので、減免というところが考えられるのではないかと考えておるところでございます。

議長（岡林学君）武智龍議員。

2 番（武智龍君）宣伝のためには公共のイベントをやって、今まで宮の前でプレイベント、グランピングというようなことをして人に知ってもらうということも大事かと思うんですけど、それは開始までにたくさんやって、開始したらそういうことをあまりやると、なんぼ公共でもスタッフはいるし出は出るわけですので、収入になるおじゃまをせんように、利用料がせいっぱい入るようにせんといかんと思うので、あまりやってほしくないと思いますが。次にですね、11条で利用料を指定管理者の収入として収受させることができるというのが11条にありますよね。11条は利用料よね。管理者が取る場合は呼び方が利用料というふうにしてくれということですので、その利用料については別表2というので、別表2が次定めてありますが、この中に提案理由の説明のときに課長も説明していただいたんですが、そのときは宮の前と日ノ瀬のキャンプ場のことしか言及されなかったと思うんですけど、別表にはそのカヌー等の設備っていうのでこの利用料が3種類書かれてありますけど、カヌー等のですね。これも利用料の中へ含めてこの指定管理者は受け取るということの意味ですかね。

議長（岡林学君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）武智議員にお答えします。そのとおりです。説明の中で今回、体験方と滞在型を一体的に、いっしょの商品としてセットでというのも考えておりますので、より今の単独でやるカヌー・ラフティングを磨き上げて滞在型もくつついたかたちでの、ワンランク上のツアーというか旅行商品というか、そういうの考えてますのでそんなかたちの一帯で管理するように一つの指定業者がキャンプ場もカヌーもやるというようなかたちで今回上げらせていただいております。

議長（岡林学君）武智龍議員。

2 番（武智龍君）これ次は確認になると思いますが、第5条、第5条にですねこの条例の。指定管理者が行う業務というのの中に1、2、3、4、5とこういうふうにあります、この中にはカヌー・ラフティングというようなことは書かれておりませんが、この別表2に掲げるもの全部含むということですね。

議長（岡林学君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）武智議員にお答えします。このカヌー・ラフト業務含むということになります。

議長（岡林学君）武智龍議員。

2 番（武智龍君）ありがとうございます。そしたらこの条例についてもう一点だけお伺いしたいと思いますが。カヌーとラフティングは今まで

何回もお話させてもらったように越知町の観光協会が立ち上げて今まで唯一の観光協会の収入事業として実績を積んでこられたんですけど、越知町の観光協会が指定管理者に応札して、公募の場合ね、応札して落札したと、契約になった場合は問題はなかろうと思いますが、もし別業者になった場合にその観光協会の唯一の収入事業のカヌー・ラフティングが別業者の収入に移るわけで、協会にとってみたらその収入がマイナスになると。観光協会の収入のカヌー・ラフティングにかかる経費を引いたものが他の事業運営にも回せていたものが回せなくなる。つまり観光協会の運営が厳しくなると思いますが、その点観光協会と話について、もしおたくがとった場合はかまんが、もしとらんかった場合はこうなりますよというようなこと説明したりして、それでもよろしいということのうえでこの条例を提案されているんですか。話がついているかということをお伺いします。

議長（岡 林 学 君）中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）武智議員に御答弁申し上げます。まず、現在観光協会が行っておりますカヌー・ラフティング事業につきましてはおち駅の業務の中で指定管理の中でカヌー・ラフト事業というのがございます。観光協会が指定管理の中でやっている事業でございます。ただ、22年から大きくしてきたことは、指定管理業者として大きくしてきたことは事実でございます。ただ、観光協会が独自でやっているものではございません。指定管理業務の中でやっているものでございます。そういう中で現在、大きくしていただいて指定管理業者としてやっておりますので、そのこの財源というのは他の観光開発の部分でも運営にも大きなものがありますので、現在新しく町のほうは一体的にキャンプ場とやる中でどうかたちで観光協会とそこらへんのさび分けをするかというようなところについて詰め作業をしておりますので、御理解がいただけるような調整をしていきたいと考えているところでございます。

議長（岡 林 学 君）武智龍議員。

2 番（武 智 龍 君）内容はよくわかりました。ありがとうございます。そしたら別の方にお伺いしますが、私今話がついているかということで問うたんですけど、話をこれからしたいという状況にあるというふうに理解してえいですか。話し中じゃなしにこれから話をしたいと、理解を得られるように話をしたいというその時点であるということですね。

議長（岡 林 学 君）中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）武智議員にお答えします。これからではなくて、もともと越知町のそのキャンプ事業の基本計画策定の段階において、観光協会の方も入っていっしょにキャンプ場の基本計画作りを始めてます。そういう中でカヌー・ラフティングも一体でという話がありますので、一

定は内容的には概ね方向的にはわかっております、当時から。ただ、業務について、どこをどのようなかたち、全部になるのか貸すようになるのかとかいろいろありますので、その細かい、大きい筋の中で細かい作業をしているというようなところでございます。ただ、ほんとに大きく事業としてなっているものでございますので、かなり観光協会としては運営に左右されますので、そこに大きい影響がでないような方法はないかということで最終な調整を今考えゆところでございます。

議長（岡 林 学 君）武智龍議員。

2 番（武 智 龍 君）わかりました。ほんならちょっと、副町長。副町長にお伺いしたいと思いますけど、副町長は建設課の事業をされる経験もあったので、過去の経験から判断を聞きたいですけど。地元の例えば道路をつけたいというときに地主の承諾、地元の了解は得てるのかということがまず条件、予算を付ける場合ですよね、なってくると思います。予算の計上、議会に上げる場合。なると思いますが、現在のように進行中と、まだ結果がわからんわけですので、そういう場合この条例を認めてくれというのはちょっと勇み足ではないかなという気もいたしますが、副長としてはそういう、話がついてないものを出してくるということについてどういう判断をされて出してきたんですか。

議長（岡 林 学 君）國貞副町長。

副町長（國 貞 誠 志 君）お答えいたします。確かにですね、若干そういう視点で見るとですね、少し早いのかなと判断される議員のお考えも御理解できますけれども、今後ですね、指定管理について公募をして、オープンまでにですね、そのかたちをはっきりさせるという面においてはですね、この6月の議会のほうでこの条例を議員に認めていただいて、その後速やかにその指定管理の公募に移ると、時間的に考えればですね、その今がリミットだと思っておりますので、若干そういう面もあるとは思いますがけれどもぜひ御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（岡 林 学 君）武智龍議員。

2 番（武 智 龍 君）理解いただきたいとお願いを今されましたけど、ちょっと理解しにくいのもう一回質問しますけど、タイムリミットというのは誰が言ってるんでしょうかね、ぜんぜんまだほとんど手付かず、宮の前らあ手付かず状態。日ノ瀬は遅れている状態、工期は、完成予定は来年の9月になるかもしれないというような状況でタイムリミットという意味は、こういう意味で今がタイムリミット、それ以上遅れたら始動しませんという理由はなんですかね。

議長（岡 林 学 君）國貞副町長。

副町長（國 貞 誠 志 君）ちょっと言葉的には適切でなかったかもわかりませんが、一応今の段階ではですね、日ノ瀬においては3月までに完成

をさせてですね、4月オープンということで目指してやっておりますので、そこから逆算をしますとですね、その指定管理を現状、これから公募していくというかたちにおいてはですね、この6月議会での提案という判断をさせていただいたということでございます。以上でございます。

議長（岡林学君）武智龍議員。

2番（武智龍君）それならですね、それはそれで、そこはわかります。そこはわかるんですが、それならそれでカヌー・ラフティングは後から追加で別表に入れてもかまん。話がついてないものを入れること自体は危険、私らあにとってみたら非常にリスクを被る議会が。なぜかというところの答弁の説明で今回議決をいただいたらスムーズに進めやすいと。それはそちらの理由。なぜかというところ、議会で議決されたから、別表2の中にこうやって入っているから、今度は観光協会に条例を利用されやすい。条例があるので理解してよと、こういうふうに使われる可能性がある。本当は住民の合意の上で、合意ができたのでこの条例を作りたいと出すのが普通やないかと思うんですけど、どうですか、私はそれで、この別表の中に問題があってこの条例には問題はない。もう一回副町長お願いします。（「ちょっと小休を、すいません」の声あり）

議長（岡林学君）小休します。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時44分

議長（岡林学君）再開します。國貞副町長。

副町長（國貞誠志君）御答弁申し上げます。基本的にはですね、先ほど企画課長がお話をしましたように、今の観光協会のカヌーについてはですね、おち駅の指定管理事業の中に含まれております。ですので、この指定管理の条例を上げたからといってですね、それを観光協会のほうとの話のこちらのバックボーンとしてですね使うとかいうような交渉の仕方を考えているわけではございません。現状、当然観光協会がカヌーを指定管理で受けておりますので、そういった中でその部分を今後の交渉において利用するということはございません。以上でございます。

議長（岡林学君）武智龍議員。

2番（武智龍君）それならタイムリミットという意味もだんだんわかってきたんですが、それならですね、おち駅の指定管理条例の中から同時にカヌー・ラフティングの管理を削除するという議案が出てこんとおかしゅうないですか。それはそっちでおいちょいて両方にあるというの

は。

議長（岡 林 学 君）中内企画課長。

企画課長（中内 利幸 君）武智議員に御答弁申し上げます。おち駅事業の中にもカヌーがあるのは、おち駅事業の中でやればそちらのほうでやりますし、かわの駅キャンプ場のほうでやることになりましたらそちらのほうの指定管理の中でのカヌー・ラフト事業ということになるのでかまわないと考えているところでございます。（「ちょっと休憩」の声あり）

議長（岡 林 学 君）休憩します。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前10時46分

議長（岡 林 学 君）再開します。武智龍議員。

2 番（武 智 龍 君）今のちょっと質問が甘かったみたいですので。それは逃げとしてはですよ、逃げというか言い訳としては別に違反でもないし、かまんじゃないかこうなりますが、今度お客を半分、ばいあうわけじゃないですか、もしそうなったとしたらですよ。どっちもが共倒れになる。やっぱり町の経営、町の中の、地域の経済の回すということを前提にいいものを作っていくのがわれわれの仕事ですよ。法的に問題ありませんというのを出すのが仕事やないやないですか。ほんで、理由がわかればいいんですけど、私はこれは聞くだけです。そういうことで二つに残しても問題はない、むしろそっちのほうにメリットがあるというふうにお考えですか。質問がここへ移ります。副町長に聞きます。

議長（岡 林 学 君）國貞副町長。

副町長（國 貞 誠 志 君）お答えいたします。現状ですね、先ほど企画課長が申しましたように、この計画策定においてですね、観光協会最初から入っていただいています。で、当然ですね、カヌーの部分が大きな問題になることはわれわれも認識をしておりますので、そういったことについてもですね、ずっと継続して話をしてまいっております。大枠のところはですね、一定御理解もいただきつつあるのかなと思っております。で、先ほど企画課長が申しましたように今その細部の詰めのところ、これからどうやっていくのかというところがまだ残っておるという段階でありまして、一定のところは理解をいただいているというふうに私は認識をしております。以上でございます。

議長（岡林学君）他にありませんか。ございませんか。（「なし」の声あり）それでは質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討 論・採 決

議長（岡林学君）日程第2 討論・採決を行います。

承認第1号 専決処分（第2号）の報告承認について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は承認されました。

承認第2号 専決処分（第3号）の報告承認について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は承認されました。

承認第3号 専決処分（第4号）の報告承認について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は承認されました。

承認第4号 専決処分（第5号）の報告承認について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は承認されました。

承認第5号 専決処分（第6号）の報告承認について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は承認されました。

議案第33号 越知町かわの駅キャンプ場条例の制定について討論はありませんか。

2番、武智龍議員。

反 対 討 論

2 番（武 智 龍 君）議案第33号越知町かわの駅キャンプ場条例の制定について反対討論をいたします。この事業構想そのものは非常に素晴らしい、いいと思いますが、今まで実績を積んでこられた観光協会との、いわゆる地元業者との話が決着してないものを条例制定で認めるわけにはいきませんので、この条例制定については反対をいたします。

議 長（岡 林 学 君）他に討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論を終結します。

採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手多数です。よって本案は可決されました。

議案第34号 越知町私債権管理条例の制定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第35号 越知町困窮者支援住宅管理条例の制定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第36号 平成29年度越知町一般会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第37号 平成29年度越知町下水道事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第38号 平成29年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第39号 平成29年度越知町後期高齢者医療特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第40号 平成29年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第41号 工事請負契約の締結について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第42号 委託変更契約の締結について討論はありませんか。（「なし」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。
挙手全員です。よって本案は可決されました。

以上で、本定例会に執行部から上程された議案はすべて終了しました。

議 員 発 議

日程第3 発議第1号 薬用作物の継続的な生産を可能にする仕組みの整備を求める意見書の議案が、お手元に配付のとおり、2番、武智龍議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付しておりますので省略することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

日程第4 発議第2号 ビキニ核被災事件について、日本政府は保管していた資料に基づき、全国の元乗組員の実態調査を行い、必要な救済措置を構わずを求める意見書の議案が、お手元に配布のとおり、4番、高橋丈一議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付しておりますので省略することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

日程第5 発議第3号 議会の委任による長の先決処分事項の指定についての一部改正についての議案が、お手元に配布のとおり、7番、西川晃議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付しておりますので省略することに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。

これより質疑に入ります。提出者に対する質疑はありますか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

議 員 派 遣

議 長（岡 林 学 君）日程第6 議員派遣を議題とします。

議員派遣は配付しました議員派遣計画表のとおりにすることに御異議ありませんか（「異議なし」の声あり）。異議なしと認めます。よって、議員派遣は配付のとおりと決定をいたしました。

委員会の閉会中の継続調査

議長（岡 林 学 君）日程第7 委員会の閉会中の継続調査を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（岡 林 学 君）以上をもちまして本定例会に付議された事件はすべて終了しました。

それでは町長から一言お願いいたします。小田町長。

町長（小 田 保 行 君）閉会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。今議会に提出をさせていただきました議案等につきまして可決をしていただきました。まことにありがとうございました。また、一般質問の中でもいろいろと御意見をいただきましたが、執行部のほうとしましてもですね、十分に対応しきれてないところの御指摘もいただきましたので、今後スピードアップも考えながら進めてまいりたいと思います。またよろしくお願いいたします。今議会まことにありがとうございました。

議長（岡 林 学 君）これにて、平成29年第3回越知町議会定例会を閉会します。どうも御苦労さまでした。

閉 会 午前 11時01分

上記の会議録の次第は議会事務局職員の記載したもので、その正確であることを証明するためにここに署名する。

越知町議会議長

越知町議会議員

越知町議会議員